

Ⅲ Q&A 集

■募集・申込み

Q1. 他の奨学金も借りていますが(借りる予定ですが)、その場合でも申込みは可能でしょうか。

A1. 日本学生支援機構などの奨学金との併用は可能です。

ただし、当院の修学資金と同様に、大学卒業後に制約を受ける奨学金等を併用することはできません(卒業後に当院に勤務することについて問題がない場合はこの限りではありません)。

Q2. 山形県の医師修学資金と重複して貸与を受けることは可能ですか。

A2. 重複して貸与を受けることは可能です。

ただし、返還免除条件の在職期間の勤務が困難になることが想定されます。重複して貸与を受けることが必要な場合は、応募後の面接の際に、その理由や当院への勤務計画をご相談ください。

Q3. 鶴岡市や山形県出身ではありませんが、申込みは可能ですか。

A3. 日本国籍を有する方であれば、出身での制限はありませんのでお申込み可能です。

Q4. 大学には地域枠で入学しましたが、申込みは可能ですか。

A4. 地域枠の場合は、各都道府県の修学資金制度を優先していただくようご案内しております。

Q5. 歯学部^①に在学していますが、申込みは可能ですか。

A5. 貸与を受けることができる要件として「医学」を履修する課程に在学していることと定めていますので、お申込みできません。

■修学資金制度

Q6. 留年した場合、貸与は休止となりますか。

A6. 留年となった場合でも、在学している大学の正規の修業年限までは貸与します。ただし、学業成績が著しく不良となったと認められるときは、貸与打ち切りとなりますのでご注意ください。

(例)1年生から貸与を開始し、2年生に進級できず1年間留年となった場合(正規の修業年限=6年)
→5年生になる年(本来6年生になる年)まで貸与いたします。翌年の貸与はありません。

Q7. 荘内病院に一定の期間勤務すれば返還の免除があるという規定で、初期臨床研修医として勤務した期間もその期間に含まれますか。

A7. 初期臨床研修医として勤務した期間も含みます。

Q8. 他病院に勤務し、派遣医師として荘内病院に勤務した場合でも、返還免除の条件となる在職期間に含まれますか。

A8. 当院に医師として採用される場合以外は、返還免除の対象になりません。

Q9. 返還免除の条件に達する在職期間は、連続したものでなければなりませんか。

A9. 当院が特に認める場合は中断も可能ですのでご相談ください。なお、目安として、医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して19年が経過した日までに免除条件の在職期間を満たしていただくこととなります。